

サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）について（ご案内）

1 サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）の作成について

平成 24 年 4 月の障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正により、障がい福祉サービス・障がい児通所支援を利用するすべての利用者の方に対して、「サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）」を作成することが必須となりました。市はその計画に書かれている内容を勘案して、支給決定を行うことが定められました。

2 サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）とは

障がい者（障がい児）の自立した生活を支え、障がい者（障がい児）の抱える課題の解決や適切なサービスを提供するために、また、乳幼児期から学齢期、成人期までのライフステージによって切れ目なく支援をつなぐためのツールとして作成するものです。

- ・障がい福祉サービスを利用するためには「サービス等利用計画」
- ・障がい児通所支援サービスや放課後等デイサービスを利用するためには「障がい児支援利用計画」

そのために、いくつかの計画やモニタリングを作成することが必要となります。

- ①サービス等利用計画案（障がい児支援利用計画案）
- ②サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）
- ③モニタリング

それぞれの計画やモニタリングについて、目的や記載内容等についてポイントをまとめてご説明いたします。

(1) サービス等利用計画案（障がい児支援利用計画案）

障がい者等の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向や「こうやって生活したい」「こんなことをやってみたい」という利用者が希望する生活を実現していくために、具体的な手段を示しながら一歩ずつ解決していくための計画です。

【サービス等利用計画案（障がい児支援利用計画案）の記載内容】

- ア 利用者及びその家族の生活に対する意向
- イ 総合的な援助の方針
- ウ 生活全般の解決すべき課題
- エ 長期目標（概ね半年から1年以内）

- オ 短期目標（3か月程度）
- カ 解決すべき課題（本人のニーズ）
- キ 支援目標、達成時期
- ク 福祉サービス等
- ケ 評価時期

(2) サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）

サービスの支給決定等の後、支給決定等の内容を踏まえ、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等を行い、サービスの種類及び内容、担当者等を記載します。

【サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）の記載事項】

サービス等利用計画案の内容に加え、以下の事項を追加。

- ア 福祉サービス等の利用料
- イ 福祉サービス等の担当者

(3) モニタリングの実施

障がい福祉サービスの支給決定等の有効期間内において、サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）が適切であるかどうか、サービス等の利用状況を検証します。これを「モニタリング」と呼びます。

検証の結果や心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向やその他の事情を勘案して見直すこととされています。

モニタリングの時期は、新規利用者、在宅で生活している、施設に入所している等の状況によって異なります。

【モニタリングの標準的期間】

- ・ 在宅の障害福祉サービス利用者（グループホーム・ケアホーム利用者を含む）
⇒ 6か月ごとに1回実施（新規利用者は、3か月の期間、毎月実施）
- ・ 障害者支援施設利用者 ⇒ 1年に1回
※ 上記にかかわらず、地域移行者や単身の重度障がい者など一定の要件を満たす場合は必要に応じて一定期間毎月実施。

3 計画を作る人は

では、誰が計画を作成するのでしょうか。

計画は、原則、市が指定した「指定特定相談支援事業者」「指定障がい児相談支援事業者」の相談支援専門員が作成することとされています。

相談支援専門員が居宅訪問や面接等を行い、心身の状況や置かれている環境、サービス利用の意向等をお伺いしながら、必要な障がい福祉サービスの種類や内容を記載した計画を作成します。

ただし、地域に指定相談支援事業者（指定障がい児相談支援事業者）がない、又は自ら作成することができる場合は、相談支援専門員以外の方（本人や家族、支援者等）が作成したセルフプランを提出することができます。（その場合、市から作成者へ報酬は支払われません。）しかしながら、国はなるべく相談支援専門員による計画作成が望ましいとしておりますので、相談支援専門員による計画作成に切り替えをお願いしております。

セルフプランによる提出

指定特定相談支援事業者（指定障がい児相談支援事業者）が作成する「サービス等利用計画案（障がい児支援利用計画案）」に代えて、「セルフプラン」を作成し提出することができます。

① セルフプランの作成者

本人又は家族、支援者等が作成することも認められています

② セルフプランの記載内容

指定特定相談支援事業者（指定障がい児相談支援事業者）が作成する「サービス等利用計画案（障がい児支援利用計画案）」と比べ軽易な記載内容となります。

③ サービスの支給決定後の取扱い

支給決定後の計画提出やモニタリングの実施はありません。

4 計画作成にかかる費用は？

計画作成の際に、利用者が負担する費用はありません。ただし、遠方の施設等へ入所されている方の場合、その交通費についてご負担いただく場合があります。

5 サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）を活用する利点は？

サービス等利用計画・障がい児支援利用計画を活用する主な利点は以下のとおりです。

- ① 相談支援事業者から、適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます。
- ② 一つの計画を基に関係者が情報を共有し、一体的な支援を受けることができます。
- ③ 本人のニーズに基づく計画を作成することで、本人中心の支援を受けることができます。

問合せ窓口

志木市福祉部共生社会推進課

障がい者福祉グループ

電話 048-473-1111

FAX 048-471-7092